

返子市重度心身障がい者（児）手当支給事業の見直しの概要

1 目的

法令や制度の改正等により、障がい者を取り巻く環境やサービスが整備されてきていることや、障がいの程度により経済的な格差が生じうること、本事業の安定的な継続等の観点から、支給対象者、支給要件及び手当の額などについて、所要の見直しを行います。

2 内容

(1) 支給対象者 ※療育手帳は交付する自治体により呼称が異なる場合があります。

見直し後	現行
①療育手帳の交付を受けた者。 ②身体障害者手帳の交付を受けた者。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。 ※障害者手帳所持者全員を手当の対象者とします。 ※児童は保護者が受給資格者となります。	①知能指数が 35 以下と判定された者（療育手帳 A 1、A 2）。 ②身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級の交付を受けた者。 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた者。 ※児童は保護者が受給資格者となります。

(2) 支給要件等

見直し後	現行
【支給要件】 ①支給年度の 8 月 1 日において、市内に住所を有していること。 ②支給年度の 8 月 1 日において、施設に継続して 3 月を超えて入所していないこと（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）。	【支給要件】 ①市内に住所を有していること。 ②施設に入所していないこと（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）。 ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条第 1 項の規定により入院（措置入院）していないこと。
【支給制限】 ①前年の所得（対象者が 20 歳未満の場合は扶養義務者）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 7 条で定める額を超えるときは、当該年度は手当を支給しない（所得制限：支給停止）。 ②65 歳以上で初めて手帳の交付を受けた人を手当の対象外とする（年齢制限：受給資格なし）。	【支給制限】 ①前年の所得（対象者が 20 歳未満の場合は扶養義務者）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 7 条で定める額を超えるときは、当該年度は手当を支給しない（所得制限：支給停止）。 ②年齢制限なし。

(参考：所得制限基準額)

受給資格者本人の所得：3,604,000 円（参考：収入額の目安 5,180,000 円）

※扶養親族 1 人につき所得制限基準額に 380,000 円加算する。

(3) 手当の額等

見直し後		現行	
【手当の名称】 ・逗子市在宅障がい者福祉手当		【手当の名称】 ・逗子市重度心身障がい者手当 ・逗子市心身障がい児手当	
支給対象者	年額	支給対象者	月額
・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A	60,000円	・身体障害者手帳1・2級（児童は3級まで）、療育手帳A	6,000円
・身体障害者手帳3級	50,000円	・身体障害者手帳3級	5,000円
・精神障害者保健福祉手帳1級	40,000円	・精神障害者保健福祉手帳1級（児童は2級まで）	4,000円
・精神障害者保健福祉手帳2級	30,000円	・精神障害者保健福祉手帳2級	3,000円
・身体障害者手帳4～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級	15,000円		
・腎臓機能障害で血液透析該当者	12,000円加算		
【支給月】 当該年度の1月（年額払い）		【支給月】 月額を四半期（3、6、9、12月）ごとに支払い	

3 見直しの考え方

将来にわたって持続可能な制度として安定的に事業を実施していくため、さらには障がい者全体への支援の充実を進めるために、障がいの種別、等級にかかわらず、個々の日常生活の困難さに少しでも寄り福祉の増進を図ることを目的として、障害者手帳所持者全員を対象とし、それに伴う手当額の見直しを現在の受給者に極力影響しないように行い、新たに障害者手帳の交付を受けた65歳以上の人について対象外とする年齢制限を設けるものです。

障がいの程度により経済的な格差が生じることについては、例えば同じグループホームに入居している利用者の中でも一般就労が困難な場合が多く、障がいの程度により障害基礎年金の支給額が異なったり、国や県からの手当の有無など、支出面ではほぼ同額であったとしても収入面では重度の障がい者と軽度の障がい者の間で差が生じてしまう状況などを考慮しています。

また、透析治療への通院支援の継続を図るため、腎臓機能障がいの認定を受けた血液透析該当者への加算を創設します。

4 施行予定期日

令和4年4月1日

逗子市重度心身障がい者（児） 手当支給事業の見直しについて

逗子市 福祉部 障がい福祉課

現在の事業概要

【目的・内容】

在宅の重度障がい児者の家庭生活を支援するため、所得保障の一環として、手当により障がい者及びその扶養者の負担軽減を図るものです。

(1) 逗子市心身障がい児手当

市内に住所を有する20歳未満の心身障がい児で、次のいずれかに該当する人に手当を支給します。

対象者	手 当 額
①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人	月額 6,000円
②知能指数が35以下の人 (療育手帳A1、A2に該当)	
③精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けている人	月額 4,000円

支給月・・・3, 6, 9, 12月

※ただし、施設等に入所している人は除きます。

現在の事業概要

(2) 返子市重度心身障がい者手当

市内に住所を有する20歳以上の心身障がい者で、次のいずれかに該当する人に手当を支給します。

対象者	手当額
①身体障害者手帳1、2級の交付を受けている人	月額 6,000円
②知能指数が35以下の人 (療育手帳A1、A2に該当)	
③身体障害者手帳3級の交付を受けている人	月額 5,000円
③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人	月額 4,000円
③精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている人	月額 3,000円

支給月・・・3, 6, 9, 12月

※ただし、施設等に入所している人は除きます。

現在の事業概要

■所得制限基準額

障がい者本人又は障がい児の保護者の所得が一定額を超える場合は支給されません。
※受給資格は継続します。

扶養義務者の数	障がい者本人又は障がい児の保護者	
	本人(請求者)	参考収入金額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円

※参考収入金額は、給与収入のみの場合の収入金額を表示しています。

事業実績(令和2年度)

事業費	
決算額(費用)	97,277,000円

対象者(逗子市心身障がい児手当) 令和3年3月分支給実績	
身体障害者手帳1～3級 療育手帳A1、A2	44人
精神障害者福祉手帳1、2級	6人
所得超過対象者	13人

対象者(逗子市重度心身障がい者手当) 令和3年3月分支給実績	
身体障害者手帳1～2級 療育手帳A1、A2	949人
身体障害者手帳3級	215人
精神障害者保健福祉手帳1級	44人
精神障害者保健福祉手帳2級	274人
所得超過者	68人

見直しの概要

○平成19年度の障害者権利条約の署名をきっかけとした、法令や制度の改正等により、障がいのある人を取り巻く環境やサービスが整備されてきている一方で、重度障がい者と軽度障がい者への公費支出額の差が大きい状況となっています。また、逗子市の手当額は県内他市町村と比較して高水準となっています。本手当支給事業は制度創設から約50年が経過する中、障がい福祉を取り巻く環境の変化や制度の安定的な継続の観点から対象者の拡大及び手当額の変更、年齢制限の導入を行います。

1. 対象者の拡大

手当の対象範囲を軽度の障がい児者についても拡大します。

(見直しの背景)

対象範囲については、当事者団体から軽度の障がい認定の人についても支援が必要との要望を受けており、重度障がい者と軽度障がい者の経済的な収支格差が生じることなどから拡大します。

2. 年齢制限の導入

65歳以上で初めて手帳の交付を受けた人を手当の対象外とします。

(見直しの背景)

重度障がい者医療費助成事業の考え方と同様、65歳から年金満額支給となるため、いわゆる「現役」との分かれ目となり、65歳までにある程度の財産形成が図られているという考え方によるものです。また、重度障がい者は65歳から後期高齢者の医療制度の適用となり、一定の所得以下の人には自己負担が3割から1割となり、負担軽減が図られているため、年齢制限を「65歳以上」とします。

見直しの概要

3. 手当額の変更

手当の対象者の拡大に伴い、手当額を次の単価表のとおり変更します。さらに、血液透析により定期的な通院が見込まれる腎臓機能障がいのある人については、加算として、手当額に更なる上乗せをすることで、血液透析の該当者に配慮します。

(現行制度)

重度心身障がい者手当		心身障がい児手当	
等級	年額(円)	等級	年額(円)
身障1, 2級 療育A	72,000	身障1~3級 療育A	72,000
身障3級	60,000	精神1, 2級	48,000
精神1級	48,000		
精神2級	36,000		



(新制度)

(仮称)返子市在宅障がい者福祉手当					
等級	年額(円)	等級	年額(円)	等級	年額(円)
身障1, 2級	60,000	療育A	60,000	精神1級	40,000
身障3級	50,000	療育B	15,000	精神2級	30,000
身障4~6級	15,000			精神3級	15,000

(仮称)腎臓機能障がい加算	
対象	年額(円)
血液透析中で、手帳の障害名に腎臓機能障害の記載がある者	12,000

- ※支給は年1回(1月)。所得、年齢制限のほか、対象者は次のとおりです。
- ・当該年度の8月1日時点で返子市内に住民票があり、いずれかの障害者手帳を所持している人。
 - ・当該年度の8月1日時点で、施設に継続して3月を超えて入所していない人。

事業試算表

	①手帳所持者数 (R3.3末)	②手当対象者数	③現手当額【月額】	④決算額 (R2年度)	⑤改正後手当額【年額】	⑥改正後手当基本分計 (②×⑤)	⑦腎臓機能障がい加算 (年額)	⑧腎臓機能障がい者数	⑨加算計 (⑦×⑧)	⑩基本+加算合計 (⑥+⑨)	⑪65歳以上新規見込 (対象者数)	⑫65歳以上新規見込(金額) ⑤×⑪
身障1級	679	620	6,000	44,640,000	60,000	37,200,000	12,000	165	1,980,000	39,180,000	47	2,820,000
身障2級	272	257	6,000	18,504,000	60,000	15,420,000				15,420,000	4	240,000
身障3級	243	221	5,000	13,265,000	50,000	11,050,000	12,000	0	0	11,050,000	6	300,000
身障4級	382	363		0	15,000	5,445,000	12,000	0	0	5,445,000	15	225,000
身障5級	65	62		0	15,000	930,000				930,000	2	30,000
身障6級	104	99		0	15,000	1,485,000				1,485,000	6	90,000
療育A1	69	56	6,000	4,032,000	60,000	3,360,000				3,360,000	0	0
療育A2	77	64	6,000	4,608,000	60,000	3,840,000				3,840,000	0	0
療育B1	81	77		0	15,000	1,155,000				1,155,000	0	0
療育B2	93	88		0	15,000	1,320,000				1,320,000	0	0
精神1級	53	47	4,000	2,256,000	40,000	1,880,000				1,880,000	0	0
精神2級	303	277	3,000	9,972,000	30,000	8,310,000				8,310,000	0	0
精神3級	140	133		0	15,000	1,995,000				1,995,000	0	0
合計	2,561	2,364		97,277,000		93,390,000		165	1,980,000	95,370,000	80	3,705,000
								(R2年度決算額との差額) △1,907,000				

障害福祉サービス等受給者の収支例①【在宅】

障がい程度	収入月額(円)					支出月額(円)				公費等月額(円)	
	障害年金	国県手当	市手当	給料 (工賃)	収入計	家賃	食費 光熱水費	その他 経費	支出計	障害福祉サービス等	その他サービス
重度 (身障1級、 療育A1)	81,427	32,350	6,000	—	119,777	—	48,000	20,000	68,000	生活介護186,000(12日) 短期入所26,880(3日) 計画相談支援12,070 計 224,950	重度障がい者医療証 NHK放送受信料減免 水道料金減免
軽度 (療育B1)	65,142	—	—	90,000	155,142	60,000	48,000	20,000	128,000	就労継続支援A型 143,000(18日) 計画相談支援12,070 計 155,070	通所交通費

※食費光熱水費は市内GHの料金を適用(食事代1,100円/日、光熱水費350円/日、日用品費150円/日×30日)して算定しています。

県手当は年額60,000円(/12か月)、国手当は27,350円(月額)で算定しています。

給料(工賃)は、就労継続支援A型における給料を想定しています。

障害福祉サービス等については、基本報酬+加算の凡例です。

障害福祉サービス等受給者の収支例②【GH】

障がい程度	収入月額(円)					支出月額(円)				公費等月額(円)	
	障害年金	国県手当	市手当	給料 (工賃)	収入計	家賃	食費 光熱水費	その他 経費	支出計	障害福祉サービス等	その他サービス
重度 (身障1級、 療育A1)	81,427	32,350	6,000	—	119,777	38,000	48,000	20,000	106,000	共同生活援助300,000 生活介護300,000(22日) 短期入所26,880(3日) 計画相談支援12,070 計 638,950	重度障がい者医療証 NHK放送受信料減免 水道料金減免 家賃助成
軽度 (療育B1)	65,142	—	—	14,000	79,142	38,000	48,000	20,000	106,000	就労継続支援B型 160,000(23日) 共同生活援助220,000 計画相談支援12,070 計 392,070	通所交通費 家賃助成

※GH家賃は市内GH家賃から市家賃助成額15,000円、特定障害者特別給付(国からの家賃補助)10,000円を引いた額となります。
 食費光熱水費は市内GHの料金を適用(食事代1,100円/日、光熱水費350円/日、日用品費150円/日×30日)して算定しています。
 県手当は年額60,000円(/12か月)、国手当は27,350円(月額)で算定しています。
 給料(工賃)は、就労継続支援B型における工賃を想定しています。
 障害福祉サービス等については、基本報酬+加算の凡例です。

障害福祉サービス等受給者の収支例③【施設入所】

障がい程度	収入月額(円)					支出月額(円)				公費等月額(円)	
	障害年金	国県手当	市手当	給料 (工賃)	収入計	食費 光熱水費	その他 経費	支出計	障害福祉サービス等	その他サービス	
重度	81,427	—	—	—	81,427	48,000	28,000	76,000	施設入所支援450,000 計画相談支援12,070 計 462,070	重度障がい者医療証	

※ 施設入所支援の障害福祉サービス費は、日中活動の生活介護に係るサービス費を含めた額です。
施設入所の場合は、食費光熱費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が支給されます。

見直しスケジュール

令和3年度												令和4年度								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	...	1月
	障がい者福祉計画策定等検討会意見聴取 ▲5/27(木)			広報ずしにて周知・市民向け説明会開催 ▲8/21(土)	パブリックコメント実施	パブリックコメントに対する市の考え方公表	令和4年度予算要求	第4回市議会定例会に条例案提案	新制度の周知			新制度の申請案内		新手当の申請期間	システム入力・ 所得確認作業			決定(支給停止)通知発送		新手当支給